

Japan tax alert

EY税理士法人

OECD、最終BEPS レポートを公表 — キャプティブ保険会社 に対する影響

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

エグゼクティブ・サマリー

2015年10月5日、経済協力開発機構(OECD)は、税源浸食と利益移転(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)に対する行動計画における15の重点分野に関する最終レポートを公表しました。これらの行動は、即時に効力を持つものもあれば、多国間協定又は個々の政府のいずれかにより今後数カ月及び数年にわたって導入されるものもあります。

これらのレポートは、キャプティブ保険会社に重要な影響を及ぼす可能性があります。最終レポート全体を通じてキャプティブに影響がある多数の言及があり、OECDがキャプティブを利益移転の潜在的な源泉とみなしていることは明確です。例えば、公表されたガイダンスは、税務目的における「商業的に不合理(commercially irrational)」なグループ内保険取引の非認識につながる可能性があります。さらに、キャプティブは銀行及び保険グループについて策定される予定の利子の損金算入に関する特別なルールから除外されており、かつ外国子会社合算税制(CFC税制)の標的となるべき所得の種類に明示されています。

最終BEPSレポートを通じたこれらのキャプティブに影響がある言及の結果として、国内の税務当局は、OECDのBEPSに係る推奨事項を導入及び執行する中で、キャプティブに対してますます積極的な姿勢を取るようになる可能性があります。BEPSに係る提案のいくつかは、一部の国・地域において即時に効力を持つ可能性があることに留意することが重要です。

本アラートは、最終BEPSレポートがキャプティブ保険会社を持つグループにどのような影響を及ぼし得るかを示しています。

キャプティブ保険会社を持つグループが、以下の行動に直ちに取り組むことを強く推奨します。

- ▶ 業務モデルをレビューし、必要とされる場合には修正する
- ▶ 保険対象、キャプティブ及びグループ全体にとっての当該アレンジメントから生じる資本又はその他の商業的な恩恵を評価する
- ▶ 移転価格のアプローチをレビューし、適切となるよう更新/修正する

キャプティブ保険会社に係る 主要なBEPSの行動

移転価格の結果と価値創造の整合(行動8-10)

行動8-10の下におけるOECDの作業は、OECD移転価格ガイドラインにおける各部分の幅広い改正につながりました。この改正は、移転価格分析が、実際に引き受けたリスク及び果たした機能を含め、関連企業が取引において実際に貢献した内容の正確な反映に基づくようにすることを目的としています。また、新たなガイドラインは「商業的に不合理」な取引を非認識とするためのより強力な権限を与えるようになっています。

最終レポートは、取引の非認識に係る基準を示しています。この分析における主要な問題は、同じ取引が独立の当事者間において見られるかどうかではなく、比較対象の経済状況下で非関連の当事者間で合意されるアレンジメントの商業的な合理性を実際の取引が有しているかどうかです。

非認識に関する最終的なガイドラインは、キャプティブ保険に影響がある例が含まれており、この例では、洪水の多い地域に立地する製造会社が、棚卸資産、不動産及び中身の価値の80%に相当する保険料を対価として、棚卸資産並びに工場及び機械のリスクに関する関会社の保険に加入します。請求の実質的な可能性を踏まえると、この地域における不動産の保険に係る活発な第三者の市場はありません。最終レポートは、このキャプティブ保険のアレンジメントは「商業的に不合理」であり、重要な請求の可能性を踏まえると、保険に係る市場はないと述べています。よって、改正後の移転価格ガイドラインの下において、当該取引は認識されるべきではありません。言い換えれば、この保険料は当該製造会社において損金算入できないと思われる。

この例が、単に同じ取引が独立の当事者間において見られないからといって、必ずしも非認識は生じないと繰り返し述べている先行する各章とどのように併存するのかについては明確では

ありません。加えて、ガイドラインは関連する指標として、グループ全体の税引前利益が悪化するかどうかの検討に言及していますが、これはこの例では考慮されていないと考えられます。

最終レポートのもう一つの特徴は、リスクを引き受けている事業体におけるリスクの統制を証明することのさらなる重視です。最終レポートは、一部の機能がリスクを引き受ける事業体によってアウトソースされる可能性があることを認めているものの、能力及び経験を有し、リスクの引受ける又は引受けない意思決定に関連する情報へのアクセスを持つ意思決定者が、当該事業体内に存在しなければならないことを明確にしています。特に、取締役会又は文書への署名による意思決定の結果の単なる形式化は、「リスクの統制を証明するために十分な意思決定機能の履行」として適格でないであろうと述べています。ある事業体がリスクの統制を証明できない場合、当該リスクからのリターンは実際に当該リスクを統制しているグループ事業体に配賦され、当初の事業体へのリターンは無リスクリターンに限定されます。

OECD移転価格ガイドラインは特定の国において法律に組み込まれており、よってこれらの改正が即時の効力をもって導入される可能性があることは注目すべきです。ほとんどのOECD加盟国及び多くのOECD非加盟国において、同ガイドラインは、グループ内の取引を解釈するにあたってのガイダンスを税務当局に提供しています。

したがって、キャプティブ保険会社を持つグループは、以下を行うことを推奨しました。

- ▶ 業務モデルをレビューし、必要とされる場合には修正する
- ▶ 保険対象、キャプティブ及びグループ全体にとっての当該アレンジメントから生じる資本又はその他の商業的な恩恵を評価する
- ▶ 移転価格のアプローチをレビューし、適切になるよう更新/修正する

CFC税制(行動3)

行動3の最終レポートは、効果的なCFC税制の設計に係る基礎的要素を定めています。これらの提言はミニマム・スタンダード(最低基準)ではなく、むしろまだ適用していない設計の要素を適用するかどうかの決定を個々の国に再び委ねています。

これらの中核的な要素の一つは、CFC所得の定義となります。最終レポートは、キャプティブ保険及び再保険に関連するものなどのBEPSの懸念を生じさせる所得を正確に定義することの重要性を強調しています。特にある関連当事者が、同時に保険料の支払いを損金算入しており、かつ規制対象の保険グループに属していない場合において、当該関連当事者との契約又は保険契約から得られる、帰属可能なCFC所得として取り扱われ

る保険所得が具体的に言及されています。

一部の国・地域は、保険会社に関連する具体的なCFCの措置を既に設けています(例えば、英国のCFC税制は、キャプティブ保険の規定を含んでいます)。英国のモデルの下で、当該税制は概して、特定の英国の保険契約から受け取る保険料から生じる引受利益、及びそれらの保険料の投資から生じる利益への課税に適用されます。

現行の英国のCFC税制は非保険グループにおけるキャプティブ保険と規制対象の保険グループにおけるグループ内再保険を区別しており、基礎となるリスクの立地に基づいて、及び特定の状況下において税務目的テストを適用することにより、キャプティブのCFCポジションを評価します。これはOECDの推奨事項の下で他が追従するモデルとなる可能性があります、その他のアプローチも存在します。

キャプティブのアレンジメントを持つグループは、国内の税務の動向を注視し、キャプティブのアレンジメントを標的とする税制を導入する提案に対応する必要があると思われる。

恒久的施設(行動7)

最終レポートには、OECDモデル租税条約における恒久的施設(PE)の定義の変更が含まれています。当該定義は、「契約を締結する」という伝統的な権限を超えて、ある者が「重要な変更なしに定期的に締結されている契約の締結につながる主要な役割を常に果たしている」状況を含めるよう拡大されています。

これは、グループリスクにおける各当事者が、キャプティブを運営又は管理する立場でも機能し得る場合における当該キャプティブと特に関連性があります。活動には、第三者のキャプティブマネジャー又はブローカーからのサービスの提供又はアウトソーシングが含まれる可能性があります。キャプティブの取締役会が最終的な意思決定を行うとしても、各当事者がグループリスク上の役割であっても、第三者のプロバイダーがキャプティブの立地の外にある場合に、これらのプロバイダーと取引している限り、PEリスクを生じさせる可能性があります。

また、最終レポートには、代理人PEから除外される独立代理人に係る定義の変更が含まれており、関連する事業体のみ、又はほぼ関連する事業体のみを代理する代理人は、独立代理人とみなされなくなります。これは、現地の関連会社との契約を締結するために、EUにおける役務提供の自由の下で、現地の代理人を用いているキャプティブ保険会社に係るPEを構成する可能性があります。

PEの定義の変更は、2016年に交渉される予定の多国間協定を通じて効力が与えられます。これは、協定に署名する国に係る多くの既存の二重課税防止条約におけるPEの文言を自動的に

更新します。また、各国は新たなモデル租税条約の文言に沿って、自身の国内におけるPEの定義を更新する可能性があります。キャプティブを持つグループは、これらの変更を踏まえて自身の業務モデルをレビューし、必要に応じて業務ガイドラインを修正又は確立する必要があります。

利子の損金算入(行動4)

行動4は、支払利子の利用を通じた税源浸食を防止するための、ルール設計におけるベストプラクティスに関する提言を行っています。最終レポートは、固定比率ルール(事業体のEBITDA又は例外的にEBITに対する純支払利子の比率に目を向けたもの)やグループ比率ルール(グループのレバレッジ比率に目を向けたもの)などの、支払利子の損金算入を制限するいくつかのアプローチの選択肢を示しています。最終レポートは、ベンチマークされた10%から30%の「固定比率の範囲」を設定することを提言しており、これは利子の損金算入が事業体又はグループのEBITDAの10%から30%に制限されることを意味します。

最終レポートは、2016年末までに公表される予定のガイドラインに言及しつつ、保険業界が考慮されなければならない固有の特徴を持っており、これらのセクターにおけるBEPSのリスクに対処する適切かつ固有のルールを策定する必要性があることを認識しています。ただし、最終レポートは、当該ルールからの除外はキャプティブ保険会社に適用されるべきではないと強調しています。よって、キャプティブ保険会社は、上記に概説されたベストプラクティスのアプローチに含まれるルールの対象となると考えられます。キャプティブ保険会社が融資を行っている場合には、これは固定比率の範囲を外れた利子の損金算入が否認される可能性があることを意味します。

利子の損金算入ルールは、個々の国により、それらの国が既に有している過少資本又はその他の利子制限ルールに関連して適用されます。したがって、キャプティブを持つグループは、自身が事業を営む国が当該ルールを適用するかどうかを確認する必要があります。

影響

最終レポート全体を通じて多数のキャプティブへの影響が想定される言及があり、OECDがキャプティブを利益移転の潜在的な源泉とみなしていることは明確です。最終BEPSレポート全体を通じたこれらのキャプティブに対する否定的な言及の結果として、国内の税務当局は、新たなガイドライン及び推奨された国内法の変更を導入する中で、キャプティブに対してますます積極的な姿勢を取るようになる可能性があります。

例として、特定の国は租税回避防止法を(最終BEPSレポート

の公表に先立って)既に導入していますが、注目すべき動向の1つが英国の迂回利益税(DPT: Diverted Profits Tax)であり、これは上記の恒久的施設及び「移転価格の結果と価値創造の整合」の行動から生じるテーマにつながる早期の英国の行動とみなすことができます。DPTは、英国を迂回する利益に課税することを目指しており、2015年4月1日以降に効力を有するアレンジメントに適用され、キャプティブのアレンジメントを標的とする具体的なガイドラインを含んでいます。2015年9月16日に、オーストラリアは2016年1月1日に発効する多国籍租税回避防止法(Multinational Anti-Avoidance Law)の下における類似の規定を導入しました。その他の国も、BEPSに係る推奨事項のいくつかを導入しようとする取組みにおいてこれに追随し、類似の規定を導入する可能性があります。

EYは、キャプティブ保険会社を持つグループが以下の行動に直ちに取り組むことを強く推奨します。

- ▶ 業務モデルをレビューし、必要とされる場合には修正する
- ▶ 保険対象、キャプティブ及びグループ全体にとっての当該アレンジメントから生じる資本又はその他の商業的な恩恵を評価する
- ▶ 移転価格のアプローチをレビューし、適切になるよう更新/修正する

また、キャプティブ保険会社を持つグループは、国内の税務の動向について税務当局と議論し、キャプティブのアレンジメントを標的とする新たなルールを導入する推奨事項に対応する必要があります。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20151119

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp